

平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」 企画運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」を、平成30年10月13日から同月14日までの間、倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）を会場として開催する予定である。

この要領は、平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」企画運営業務に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者が提出する企画提案書を審査し、最適な者（以下「特定者」という。）を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

(1) 業務名

平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」企画運営業務

(2) 業務内容

別添1「平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」企画運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から平成30年12月15日まで

(4) 予算額

19,014,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有する者とする。

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報又はイベント企画・運営に登録されている者であること。

ウ この募集の開始日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 次のいずれかに該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(イ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加し

ている者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(ウ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(イ)のaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体のすべての構成事業者が、法人格を有すること。

イ 共同事業体の構成事業者のうち、2者以上が上記(1)のア及びイの条件を全て満たしていること。

ウ 共同事業体の全ての構成事業者が上記(1)のウからカまでの条件を全て満たしていること。

エ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

4 募集方法

本プロポーザルの実施要領(以下「実施要領」という。)を、インターネットのホームページ(とりネット(<http://www.pref.tottori.lg.jp/shougai/fukushi/>))に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

平成30年5月16日(水)から同年6月8日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 15の場所

5 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 事業者概要及び事業実績(様式第2号)※共同事業体の場合は、構成事業者すべてのもの

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成30年5月30日(水)午後5時15分まで

イ 提出場所 15の場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参又は郵送の方法による。

(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない)

なお、持参による場合は、提出期限までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送

達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、平成30年5月30日（水）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。なお、併せて電話連絡すること。

※本プロポーザルへの参加は、参加表明書、事業者概要及び事業実績を期日までに提出した者に限る。

6 質問の受付について

- (1) 質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、平成30年6月1日（金）午後5時15分までに電子メール（様式自由）で質問すること。
- (2) 電子メール以外での質問は受け付けない。
- (3) 質問とその回答は、全参加表明者に電子メールで送信するとともにインターネットのホームページ（とりネット（<http://www.pref.tottori.lg.jp/shougai Fukushi/>））に掲載する。

7 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

- (1) 企画提案に必要な書類
 - ア 企画提案書（単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業体の場合は様式第3-2号）（様式第4号）
 - イ 別添仕様書に基づく各催事等の具体的実施案（※特に確認したい内容を様式第4号に掲示）
 - ウ 業務準備・実施スケジュール
 - エ 業務準備・実施体制、実施責任者の業務歴等（※共同事業体の場合は構成事業者すべてのもの）
 - オ 業務受託見積書

＜共同事業体にあっては次の書類を追加＞

 - カ 共同事業体協定書（予定案で可、様式任意）
 - キ 構成事業者の業務分担のわかるもの
- (2) 企画提案書等作成に当たり留意すべき事項
 - ア 業務実施に当たっての基本的な考え方、方針、実施体制、実施手順等を、具体的に記載すること。
 - イ 発注者が定めた別添2「平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」開催計画案」（以下「開催計画案」という。）を前提に、仕様書の内容に基づいた具体的な企画・実施案を記載すること。
 - ウ 様式第4号に記載する「課題」①～④について考え方と実現のための手法等の提案を具体的に記載すること、また「企画提案」についても、具体的な内容を記載すること。
 - エ 業務受託見積書には、イベント毎に、積算内訳を必ず明記すること。
なお、公募による出演団体は40団体程度とし、出演謝金は1万5千円として積算すること。また、講演会等については、実施内容は発注者と十分協議して決定することとし、経費は、謝金、交通費等を含め、100万円を確保すること。
- (3) 企画提案書の受付期間、提出場所及び方法
 - ア 受付期間 平成30年5月16日（水）から同年6月8日（金）まで
 - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - ウ 提出場所 15の場所
 - エ 提出書類の形式 用紙サイズはA4版（必要に応じてA3版の折り込みも可とする）用紙とし、様式及び枚数は任意とする。
 - オ 提出部数 正本1部、副本12部 計13部
 - カ 提出方法 持参又は郵送の方法による。

(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない)

なお、持参による場合は、提出期限までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。また、郵送の場合は、簡易書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの(親展と明記すること。)によることとし、平成30年6月8日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(4) その他留意事項

- ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
- イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

8 企画提案のプレゼンテーション

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーション予定日 平成30年6月中下旬頃(参加者に後日通知する。)
- (2) プレゼンテーション場所 鳥取県庁内会議室(参加者に後日通知する。)
- (3) プレゼンテーション持ち時間等 40分程度
企画提案書等の説明(20分程度)、質疑応答(20分程度)
- (4) 使用機器等
プロジェクター及びスクリーンは、発注者が会場に準備する。その他の物はプレゼンテーション参加者が準備すること。
- (5) その他
企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

9 選定方法等

- (1) 選定は、審査会を開催し、提案内容の審査をもって行う。
- (2) 審査は、提出された書類及びプレゼンテーション時の説明、質疑応答の内容により、別添3「平成30年度鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」企画運営業務委託プロポーザル審査要領」に基づき行う。
- (3) 審査結果は、インターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>)で公表するとともに、参加者に通知する。
通知の内容のうち審査結果については、すべての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。
また、公表の内容のうち審査結果については、契約者名及びすべての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。
- (4) 審査の経緯は公表しない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

- (1) 9により最高順位の提案者として選定された者と契約締結の協議を行う。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。
なお、前提とする開催計画案から催事・事業の一部変更や修正もあり得ることから、予定価格の範囲内とするため内容の調整を行うことがある。これらの協議の後、仕様書を確定し、見

積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認の上契約を締結する。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

ウ 暴力団若しくは暴力団員又はイの（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を請け負わせたと認められるとき。

1.1 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.2 委託料の支払

委託料は、契約時に定める支払計画の範囲内において、発注者が必要と認める場合に、受託者の請求により前払いするものとする。

1.3 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、発注者は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

1.4 その他の留意事項等

(1) 企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。ただし、審査会による順位付けの結果、上位6位以内となった者（受託者を除く。）には、参加報酬として1万5千円を支払う。

(2) 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。

- (3) 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 提出された書類は、業務実施予定者の選定以外の目的には、参加者に無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
 なお、県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託業者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも特定された企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。
- (8) 特定者は、業務委託契約に当たり、契約書を作成するものとする。また、特定者は、本プロポーザルの最適者として特定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。
- (9) 著作権の取扱い
 - ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。
 - イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 県は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (10) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

15 問い合わせ先・各種書類提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課
 電話 0857-26-7678
 ファクシミリ 0857-26-8136
 電子メール shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp
 ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>

16 スケジュール（再掲）

平成30年5月16日（水）	募集開始
平成30年5月30日（水）	参加表明書提出期限
平成30年6月1日（金）	質問の受付期限
平成30年6月8日（金）	企画提案書の提出期限
平成30年6月中下旬頃	プレゼンテーションの実施
平成30年6月下旬以降	契約締結